

訴 状

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

解約違約金条項使用差止請求事件

訴訟物の価格 1,600,000 円

ちょう用印紙額 13,000 円

平成22年6月16日

京都地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 長 野 浩 三 (主任)

同 畑 地 雅 之

同 糸 瀬 美 保

同 下 坂 高 弘

同 中 村 和 浩

同 黒 田 啓 介

同 澤 田 将 樹

請求の趣旨

- 1 被告は、消費者との間で a u 通信サービス契約を締結するに際し、別紙定期契約に係る解約金条項など、下記の事項を内容とする意思表示を行ってはならない。

記

①. a u 通信サービス契約における 2 年の定期契約を締結した消費者は、契約の満了以外の事由により解除することを被告に通知したとき又は被告がその定期契約を解除したときは、被告に対し、9,975 円（消費税込み）以上の解約金を支払う。

②. a u 通信サービス契約における 2 年の定期契約を締結した消費者は、a u 通信サービス契約が 2 年経過して自動更新された後、被告又は消費者が同定期契約を解除したときは、被告に対し、解約金を支払う。

- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

請求の原因

- 1 当事者

原告は、平成 19 年 12 月 25 日、消費者契約法 13 条に基づいて内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である（甲 1）。

被告は、電気通信事業等を目的とする株式会社であり（甲 2）、電気通信事業について消費者と契約する場合には消費者契約法 2 条 2 項の事業者である。

- 2 被告は、不特定かつ多数の消費者との間で、携帯電話の利用契約を締結するに際し、別紙定期契約に係る解約金条項を含む a u 通信サービス

契約約款を用いて2年の定期契約を締結し（甲3）ている。今後も、同内容の意思表示をするおそれがある。

3 「誰でも割」の契約内容について

（1）被告は、au通信サービス契約における「誰でも割」において、2年の定期契約として基本使用料金を通常より半額とし（同契約約款料金表第1表第1-1-（4）の4，同表2-1-1の（5）），その間に同契約を解約する場合は9，975円（消費税込み）の解約金を徴収することとしている。（同契約約款第80条，料金表第1表第4）。

（2）また，この契約は2年経過すると自動更新され（24条），以後更新時期となる2年に1度の1ヶ月間に解約を申し出ない限り，解約時に解約金がかかることとなっている（別記20（1））。

4 原告は，被告に対し，平成22年2月25日，消費者契約法41条に定める書面をもって，消費者との間で，au通信サービス契約を締結するに際し，定期契約に係る解約金条項を内容とする意思表示を行わないことを請求し，同書面は，同年3月1日，被告に対し到達した（甲4，5）。

5 定期契約に係る解約金条項が消費者契約法10条によって無効であること

消費者契約法10条は「民法，商法（明治三十二年法律第四十八号）その他の法律の公の秩序に関しなない規定の適用による場合に比し，消費者の権利を制限し，又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって，民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは，無効とする。」と規定しており，消費者からの

解約の権利を制限する条項はこれにあたる。

(1) 消費者契約法10条前段の意義

消費者契約法10条に示された要件は、①民法、商法その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であること、および、②当該条項が、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものであること、の2点である。

同条前段にいう「民法、商法、その他の法律の公の秩序に関しない規定」の意義につき、現在の学説の多くは、これを講学上の任意規定に限定せず、判例や条理に基づく法準則、契約に関する一般法理もこれに含まれるとの解釈をとっている。その理由は、もしこれを任意規定に限定する解釈をとれば、現代社会において妥当している多くの消費者契約が、典型契約に属さないというだけで同条による保護を受けにくくなるからである。このような結果は、消費者契約法1条に示された同法の基本的立場に照らしてとうてい容認できず、取ることができない解釈論であることは明白である。

従って、問題となる契約と性質的に類似する典型契約が存在する限り、当該典型契約の任意規定の類推適用が検討されるべきであるし、仮にこのような典型契約が存在しない場合であっても、任意規定は客観的・合理的内容の契約とは何かを判定する際の基準のひとつに過ぎないのであるから、条理や判例法理、契約法の一般原則等に従って、客観的・合理的な契約内容を明らかにし、これを基準として上記要件の充足を判断しなければならない。

本件契約についてこれを見ると、消費者の需要に応じた各種の複雑な通信サービスを提供する行為は、法律行為以外の事務の委託と解されるので、本件契約は、準委任契約あるいはこれに類似する非典型契

約である。

準委任契約の解約については、民法651条により解約の自由が原則であり、相手方にとって不利な時期に解約した場合にのみ、相手方は同条2項に基づき解約により生じた損害の賠償を請求しうるに過ぎない。大審院の判決には、受任者の利益のためにも締結された委任契約につき、本条に基づく解除権を制限するものも存在したが、近時の最高裁判決は、このような場合であっても、委任の性質に基づく解約自由の原則の方を重視し、解約を認めている(最判昭和56年1月19日判決、民集35巻1号1頁)。

本件解約金条項は、解約に伴って業者に生じる損害をはるかに越える不利益を消費者に負担させるものであって、民法651条に比して消費者の解約権を制限し、消費者にのみ義務を負わせる内容であることは明らかである。従って、消費者契約法10条前段の要件を満たす。

なお、仮に本件通信サービス利用契約が準委任ないし準委任に類似する性質を有しないとしても、以下に示すように、ナンバーポータビリティ制度の趣旨や継続的契約関係における解約の基本原理に照らせば、同様に消費者契約法10条前段の要件を満たす。

(2) 消費者の携帯電話会社を自由に選択できる権利とナンバーポータビリティ制度の趣旨

2006年10月に導入されたMNP（モバイル・ナンバー・ポータビリティ）は電話番号を変更することなく携帯電話会社を変更できるものであり、これにより消費者は携帯電話各社を比較検討し、電話番号の変更を気にすることなく携帯電話会社を変更できることとなった。その制度趣旨は利用者の携帯電話会社の選択の自由を確保することとそれを通じた自由な競争の促進にあると考えられる。

消費者は、通常、一つの携帯電話会社と契約している。したがって、

消費者が、携帯電話会社を自由に選択するためには、従前の携帯電話会社を解約し、別の携帯電話会社と契約できることが条件となる。したがって、ある携帯電話会社が利用者の解約を制限することは、解約しようとする当該携帯電話の利用者の権利を侵害するばかりか、消費者の利便性を競わせる競争政策を阻害し、多くの消費者の利益を害する。

(3) 被告の a u 通信サービス契約の「誰でも割」における解約金条項は、定期契約期間中の解約を不当に制限する趣旨であり、消費者を被告との契約から逃れにくくすることで、本来消費者が自由に解約し、携帯電話会社を自由に選択できる権利・利益を阻害し、不当に制限しており、消費者に一方的に不利益な条項に該当する。

(4) 被告の a u 通信サービス契約の基本料金は、同契約の「誰でも割」により割り引かれた基本料金の 2 倍と高額である。

消費者のほとんどは、同契約の基本料金と「誰でも割」により割り引かれた基本料金を比較し、「誰でも割」へ加入している。すなわち、実質的には、高い通常の基本料金で契約する者はいない。したがって、「誰でも割」により割り引かれた基本料金は、実質的には、被告の特別な優遇サービスではなく、消費者のほとんどがその支払のみをしている通常のサービスである。

そうすると、a u 通信サービス契約の「誰でも割」の解約金条項は、通常のサービスを受けるにすぎない消費者に対し、解約を制限するための規定であるから、消費者に利益はない。

したがって、同条項は、消費者だけに義務を課すものであるから、消費者に一方的に不利益な条項に該当する。

(5) よって同条項は消費者契約法 10 条により無効である。

6 定期契約に係る解約金条項の消費者契約法9条1号該当性

消費者契約法9条1号は、契約解約時の違約金条項が事業者を生ずる平均的損害を超える部分につき無効としている。

- (1) 「誰でも割」は、消費者が2年間被告とa u通信サービス契約を維持することを約するときは、基本料金を半額とするものである。そして、消費者は、被告に対し、理由のいかんを問わず定期契約中に契約の解約事由が発生した時は、解約金として9,775円を支払うというものである。

したがって、定期契約にかかるこの解約金条項は、消費者が解約時に支払う違約金を課す違約金条項の性質を有する。

- (2) a u通信サービス契約の2年定期契約において、消費者が同契約を将来に向かって解除したとしても、事業者は、将来にわたってa u通信サービス契約の提供の義務を免れるのであるから、事業者たる被告には、損害が生じない。

例えば、プランSシンプルの場合、通常の基本料金価格は3,255円である。定期契約の場合、基本料金は半額の1,627円である。消費者が、このプランSシンプルを1ヶ月で解約したら、定期契約でない場合との差額は1,628円である。このときの被告の損害は、定期契約をした場合としなかった場合の差額である1,628円である。そうであるにもかかわらず、解約金条項によって、消費者が、被告に対し、9,975円払わなければならないとするのは極めて消費者に不利益であり、平均的損害を超える部分があることは明らかである。

したがって、定期契約に係る解約金条項は、消費者契約法9条1号に反する。

7 2年経過した後の定期契約に係る解約金条項の消費者契約法9条1号該当性

- (1) 一般に、一定期間契約で拘束する場合の違約金は、一定期間契約を継続しなかったことによって事業者が生じる損害を填補する趣旨である。そうすると、当初予定されていた一定期間経過後は、違約金を取得する合理性はないはずである。
- (2) 定期契約に係る解約金が、a u通信サービス契約に2年間拘束することに反したことの違約金であるとするならば、最初の2年が経過した後は、解約金を徴収する必要はないはずである。
- (3) そもそも2年間未満で契約を解約した場合であっても平均的損害にはあたらないというべきであるが、万一2年間以内に解約する際に違約金を徴収することは平均的損害を填補するものとして許されるとしても、2年経過後は、消費者は一定期間契約に拘束されたのであるから、違約金を徴収されることに合理性はない。上記条項は2年経過後も2年ごとの満期月以外の解約時には解約金を徴収することとなり、この点で、平均的損害を超える違約金であるといえる。
- (4) よって同条項は、消費者契約法9条1号に該当し無効であるというべきである。

8 よって、原告は、被告に対し、消費者契約法12条3項本文に基づき、消費者とのa u通信サービス契約を締結するに際し、請求の趣旨記載の条項を内容とする意思表示を行わないことを求めて本訴に及ぶ。

9 裁判管轄

被告は、京都市内において、消費者に対し、本件条項を内容とする意思表示を行ったことがある（消費者契約法43条2項）。

証拠方法

甲第1号証	適格消費者団体として認定をした旨の通知書（通知）
甲第2号証	現在事項全部証明書
甲第3号証	a u 通信サービス契約約款
甲第4号証	差止請求書兼申入書
甲第5号証	配達証明書

附属書類

1	訴状副本	1通
2	甲第1から第5号証写し	各2通
3	現在事項全部証明書	1通
4	訴訟委任状	1通

当事者目録

〒604-0847

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地

原 告 特定非営利活動法人
京都消費者契約ネットワーク
上記代表者理事 高 嵐 英 弘

(原告代理人)

〒604-8186

京都市中京区烏丸御池東入アーバネックス御池ビル東館6階

御池総合法律事務所（送達場所）

電 話 075-222-0011 F A X 075-222-0012

弁 護 士 長 野 浩 三

〒604-0981

京都市中京区御幸町通丸太町下る御幸町ビル5階 京都法律事務所

弁 護 士 畑 地 雅 之

〒604-0857

京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町280

マニユライフプレイス京都ビル4階 京都第一法律事務所

弁 護 士 糸 瀬 美 保

〒604-0854

京都市中京区二条通東洞院西入る仁王門町26-1倉橋ビル2階

下坂法律事務所

弁 護 士 下 坂 高 弘

〒604-0872

京都市中京区東洞院通夷川上ル三本木5丁目478番地

弁護士 中村和浩

〒520-0056

大津市末広町4-5 NS大津ビル3階 土井法律事務所

弁護士 黒田啓介

〒626-0041

宮津市字鶴賀2054番地1 宮津商工会議所2階

弁護士法人たんご法律事務所

弁護士 澤田将樹

〒163-0815

東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

被 告 KDDI株式会社

代表者代表取締役 小野寺正

別紙 定期契約に係る解約金条項

a u 通信サービス契約約款第 8 0 条及び料金表第 1 表第 4, 2 料金額表中
「第 4 種定期 a u 契約」

第 8 0 条

「定期 a u 契約者は、更新日以外の日に定期 a u 契約の解除があったときは、別記 2 0 に定める場合を除き、料金表第 1 表第 4（契約解除料）に規定する料金の支払いを要します。」

料金表第 1 表第 4, 2 料金額表中「第 4 種定期 a u 契約」

「料金額 税抜額（税込額） 9, 5 0 0 円（9, 9 7 5 円）」